入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年8月1日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　近藤　清久

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東海北陸自動車道　郡上舗装工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所　自）岐阜県郡上市白鳥町那留
至）岐阜県高山市荘川町野々俣

⑷　工事内容　本工事は、東海北陸自動車道白鳥ＩＣ～荘川ＩＣ間におけるアスファルト舗装約18万㎡、連続鉄筋コンクリート舗装版約３万㎡、延長約16.9ｋｍの舗装工事である。

⑸　工事概算数量
工事延長　約16.9ｋｍ
舗装面積　約18万㎡
舗装種別　アスファルト舗装　約18万㎡
連続鉄筋コンクリート舗装版　約３万㎡

⑹　工期　契約締結の翌日から960日間

⑺　使用する資機材
アスファルト合材　約56,000ｔ
コンクリート（連続鉄筋コンクリート舗装版）　約6,000㎥

⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、総合評価提案資料を求め、価格と価格以外との要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

⑽　本工事は、入札後に落札予定者と弊社とが、より合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議（以下「技術提案協議」という。）を実施し、技術提案協議に基づく価格で契約することが出来る技術提案協議方式の適用工事である。ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑿　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⒀　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合
「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の舗装工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（舗装工事）であること。以下同じ。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の舗装工事を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（舗装工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成13年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１及び求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績１
２車線以上かつ設計舗装面積（表層）14万㎡以上ある国道又は自動車専用道路の新設のアスファルト舗装工事
求める実績２
断面交通量が１万台／日以上の道路（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において車線規制を実施した工事
※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。
ただし、次の実績は除く。
１）料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。
２）自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績１
２車線以上かつ設計舗装面積（表層）７万㎡以上ある道路の新設のアスファルト舗装工事
求める実績２
断面交通量が５千台／日以上の道路（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において車線規制を実施した工事
※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。
ただし、次の実績は除く。
１）料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。
２）自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。